

生活保護法等指定 ※ ⌈ 医療機関
助産師
施術者 ⌋ 処分届書

生活保護法施行規則第14条第3項の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき、次のとおり処分を受けましたので届け出ます。

指 医 療 機 関 関 定 等	医療機関コード	(助産師、施術者の場合は記載不要)
	名 称 (氏名)	
	所在地 (住所)	
処分の種類及びその年月日		

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
届出者
氏 名
TEL
担当者名

注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を經由して提出してください。
- 2 この書類は、次の場合に速やかに提出してください。
 - (1) 病院、診療所、指定訪問看護事業者等又は薬局が処分を受けた場合
 - (2) 助産師又は施術者が処分を受けた場合
 - (3) 助産師又は施術者が開設する助産所又は施術所が処分を受けた場合

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所若しくは施術所について記載してください。
- 2 ※印のところは、不要のものを —— で消してください。
- 3 指定医療機関等の「医療機関コード」は、中国四国厚生局から指定された保健医療機関番号を記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。